

草津市・栗東市・守山市・野洲市
「在宅歯科診療・相談連絡表」活用の流れ

在宅歯科診療の利用希望者（在宅要支援・要介護者）

日程調整

介護支援専門員に歯科受診依頼したことを連絡

かかりつけ歯科医

担当の介護支援専門員（ケアマネジャー）

在宅歯科診療・相談連絡表を記入、FAX送信

かかりつけ歯科医あり

かかりつけ歯科医なし

草津・栗東・守山・野洲歯科医師会の
各地区連絡窓口歯科医師

連絡・FAX送信

担当歯科医師

担当の介護支援専門員に連絡
依頼内容の確認と診療日の日程調整

在宅歯科診療・相談の実施

- ①在宅歯科診療には医療保険と介護保険が適用される。
- ②介護支援専門員は初回訪問時には原則同席する。
- ③歯科医師は「歯科診療・口腔ケア連絡表」を用いて患者または介護者に説明し渡す。同時に介護支援専門員にも渡す。歯科医師も一部保管する。（『私の在宅療養手帳』があればそれを活用する）。医科との連絡を取った場合は医科にも報告する。
- ④2回目以降の訪問日を予約（2回目以降は原則歯科医師等単独訪問）する。